

平成31年1月4日
関東森林管理局

関東森林管理局における造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式について

関東森林管理局では、造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式における評価基準について一部改正しましたのでお知らせします。

- 1 技術提案書の内容の中で、事業計画に「一貫作業における効率化の工夫(一貫作業の場合に限る)」、地域への貢献に「地域の民有林管理への貢献の取組」、企業の信頼性に「働き方改革の取組」及び「林業経営体登録の有無」の項目を追加することとしました。その他、一部配点等を改正しました。

また、茨城県については、福島県以外版を適用することとしました。

配点の内訳については、総合評価落札方式(造林・生産事業)技術提案書作成要領(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>)をご覧ください。

- 2 上記の適用時期

平成31年1月4日以降入札公告するものから適用します。

お問い合わせ

関東森林管理局

経理課 契約適正化専門官 TEL : 027-210-1149

資源活用 課課長補佐 TEL : 027-210-1186

森林整備課 課長補佐 TEL : 027-210-1183